

② 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

申告が必要です！

税源移譲に伴う所得税額の減少により、住宅ローン控除額が税源移譲前よりも減ってしまう場合があります。

平成11年度から18年度末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった額がある方は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、3月16日(月)までに、平成21年1月1日現在お住まいの市区町村へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

◆申告書の提出方法

①所得税の確定申告をしない場合

源泉徴収票（原本）を添付して、市で行う申告会場で申告してください。

②所得税の確定申告をする場合

所得税の確定申告書とともに税務署または市で行う申告会場で申告してください。



③ 個人住民税における寄附金税制の拡充

これまで市県民税の控除の対象となったのは、都道府県・市区町村への寄附金、住所地の共同募金会もしくは日本赤十字社支部への寄附金でした。これらに加え、平成21年度からは、茨城県と市が、それぞれ条例で指定した法人などへの寄附金も控除の対象となりました。

また、現行の控除方式は所得控除方式ですが、改正後は税額控除方式になり、適用限度額も10万円から5,000円へ大きく引き下げられました。

◆寄附金控除の適用

平成20年1月1日以後に行われた寄附から適用されます。

◆寄附金控除の手続き

寄附金税額控除の対象となる法人などからの受領書を添付して、確定申告または市民税・県民税申告をしてください。

◎寄附金控除の計算方法

①地方公共団体への寄附金に対する控除額

次のAとBの合計額を税額控除

A（地方公共団体に対する寄附金－5,000円）×10%

B（地方公共団体に対する寄附金－5,000円）×（90%－所得税の税率）

※Bの額は、個人住民税所得割額の10%が上限になります。

②茨城県や市が条例で指定した法人などへの寄附金に対する控除額

- ・市が指定した対象となる寄附金のうち、5,000円を超える部分に6%を乗じた額を市民税から税額控除
 - ・茨城県が指定した対象となる寄附金のうち、5,000円を超える部分に4%を乗じた額を県民税から税額控除
- ※控除対象となる寄附金（都道府県・市区町村に対する寄附金以外の寄附との合計額）の限度額は、総所得金額などの30%です。

◆問い合わせ先

伊奈庁舎税務課

☎ 58-2111

（内線1132～1134）

募集 放課後子ども教室協力者

市では、平成21年度より、市立板橋小学校、市立小絹小学校、市立谷原小学校、県立伊奈養護学校をモデル校として「放課後子ども教室」を開設します。

この「放課後子ども教室」は、放課後にさまざまな体験活動を通じて、子どもたちの社会性や自主性、創造性を養うとともに、豊かな心やたくましさなどをはぐくむことを目的としています。

「放課後子ども教室」の開設に伴い、その運営をお手伝いくださる方を募集します。

▼内容Ⅱ子どもたちと一緒に活動し、子どもたちの安全管理する活動・児童クラブ指導への協力

▼場所Ⅱ市内（主に板橋小学校、小絹小学校、谷原小学校、伊奈保健センター）

※活動目・活動時間などの詳細は、各学校と調整のうえ決定します。

▼登録方法Ⅱ生涯学習課、伊奈公民館、谷和原公民館、小絹コミュニティセンターに備え付け申込用紙を提出または、氏名・性別・住所・電話・年齢・学校名（学生の場合）を明記の上、はがき・ファックス・Eメールで申し込んでください。

※追って必要な書類を送付します。

問 谷和原庁舎生涯学習課

☎ 58-2111（内線8212）

FAX 52-6025

Eメール=Syougai-g01@city.tsukubamirai.lg.jp